

Seeps企画セッション (20180908) 高レベル放射性廃棄物 (HLW) の最終処分をめぐる社会的受容性と可逆性

第2報告 「社会的受容性と可逆性からみた最終処分法の問題点」

黒川 哲志 (早稲田大学)
吉田 朗 (早稲田大学・院)

はじめに

- ・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(2000年、最終処分法)のスキームが、地層処分施設に対する地域的受容性の欠如(NIMBY)のために行き詰っている。
- ー 使用済核燃料を保管する原発立地地域との衡平
- ー 核燃料サイクルとのセンシティブな関係
 - ←再処理が進んでない状況が問題の先鋭化を緩和

検討の対象

1. 最終処分地選定プロセスの法的側面
2. インタビュー調査結果 (岐阜県土岐市・高知県東洋町)
3. 放射性廃棄物の持ち込み反対の条例

選定手続きと地域の関係

- ・経済産業大臣は、.....概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない(最終処分法4条5項)。
- ・最終処分場の立地は、潜在的受け入れ地域の知事・市長その背後にいる住民の支持がなければ進まないというのが法律の構造。
 - ・知事、市長が、提出する「意見」の形成のための参加手続きや住民投票を実施することもできる。
 - ・NIMBYの制度的基盤
 - ・ただし、不合理な反対意見は、十分な尊重を受けない。

処分地選定プロセスに対する評価

最終処分法に対する法的評価 (大塚・石橋)

- ・積極的に公募を促す制度設計でない。受け身の態度。
- ・地域的受容性の獲得には、環境保全・安全性の規制が同時に示されるべきであった。

最終処分法に対する評価 (菅原・寿楽)

- ・積極的な立候補が困難な制度

最終処分に関する指摘 (寿楽)

- ・社会的・政治的な行き詰り
- ・政府や関係機関への信頼の高低に依存

処分地選定が行き詰る中で

日本学術会議の指摘

- ・「暫定保管」の問題が現実的な問題として認識

⇒ なし崩しの不可逆的な地層処分という最終処分法のスキームから逸脱

持ち込み拒否条例（1）

表1 放射性廃棄物持ち込み禁止・拒否に関する条例(吉田作成)

1991年	通原町放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例（岡山県通原町）
4月1日	→2005年3月31日 合併により失効
1999年	
3月30日	土岐市放射性廃棄物等に関する条例（愛）（岐阜県土岐市） 廃
2000年	
3月30日	放射性物質等の持ち込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例（鹿児島県鹿児島市）→2007年10月1日 合併により失効
5月11日	本地域の研究の推進に関する条例（北海道札幌市） 廃
5月7日	建設地確保・確保
7月6日	西之表市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例（鹿児島県西之表市）
9月28日	放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例（鹿児島県中種子町）
10月23日	北海道における特定放射性廃棄物に関する条例（北海道札幌市） 廃
12月26日	放射性物質等の持ち込み拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例（鹿児島県志布志市）→2007年10月1日 合併により失効

（※は地層処分関連施設の建設計画や文献調査などを契機として条例が出来たものである）

持ち込み拒否条例（2）

2007年	
5月21日	東洋町放射性廃棄物（核燃料・核廃棄物）の持ち込み拒否に関する条例（高知県東洋町） 廃
6月20日	放射性廃棄物等の持込拒否に関する条例（鹿児島県宇佐市）
2008年	
7月18日	放射性廃棄物等の持込拒否に関する条例（宮城県大崎市）
2012年	
12月25日	南大沢町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例（鹿児島県南大沢町）
2015年	
12月10日	放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例（鹿児島県薩摩川内市）
2018年	
4月1日	奥横町に放射性物質等を持ち込まない条例（北海道奥横町）

（※は地層処分関連施設の建設計画や文献調査などを契機として条例が出来たものである）

条例から見る地域の受け止め

条例の制定状況から

- ・ 条例制定の動きは続く可能性
- ・ 高レベル放射性廃棄物の持ち込みに対するNIMBY

条例の法的効力

最終処分法に抵触する部分は違法なものであり、効力を持たない。
地域の政治的な意思表示

新聞報道から（1）

朝日新聞「核のゴミ、見えぬ行き先 最終処分場、19道府県すでに拒否」2016年1月27日付朝刊、2頁

原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物をめぐり、4割の19道府県がすでに最終処分場の立地を受け入れない方針を固めていることが、朝日新聞の調査でわかった。岩手、岐阜、高知、熊本など15府県は選択肢から「受け入れない」を選び、明確に拒否した。北海道、新潟、岡山、宮崎の4道県は「その他」を選んだが、記述欄で事実上拒否する考えを示した。

残りの6割は未検討や情報収集中などで、「検討する余地はある」を選んだ都道府県は一つもなかった。

新聞報道から（2）

朝日新聞「核ごみ拒否条例、22自治体 適地公表で警戒広がる」2018年8月28日付朝刊、1頁

原発にたまり続ける使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物などの行き場が定まらない中、中間貯蔵施設や最終処分場の候補地となるのをあらかじめ拒否したり、放射性廃棄物の持ち込みを規制したりする条例が、全国22自治体で施行されている。特に経済産業省が最終処分場の適地を色分けした「科学的特性マップ」を昨年7月に公表してから警戒感が広がり、5自治体が制定した。

朝日新聞が調べたところ、1991年以降、少なくとも北海道と全国25市町村の計26自治体が制定。4町は合併で失効し、現在22自治体で施行されている。

背景には、電力事業者が原発から出る使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地探しを、国がガラスで固化した高レベル放射性廃棄物を地下300メートル以深に「地層処分」する最終処分場の候補地探しを、本格化させている事情がある。

インタビュー調査結果（岐阜県土岐市）

調査結果

- ・ 当時の議論の様子を振り返る、論点が整理しきれていない。
- ・ 細部の整合性に甘い点がある。
- ・ 条例により市の意思がはっきりとした形となった。
- ・ 行政の立場にとって仕事をする上での後ろ盾と言える。

インタビュー調査結果（高知県東洋町）

原田英祐氏

- ・町、NUMO、国、どちらも勉強不足であって、適切な答弁がない。
- ・NUMOには権力と金で解決できるとの慢心があると受け止めた。

田島毅三夫町議

- ・当初、賛成の立場
各段階で住民投票により賛否を決しようと考えていた。
- ・反対派の勢いがすさまじく
話し合いを進めても上手くいかないと考え、
住民の多数意思が反対なので、反対の立場に立った。

インタビュー調査を踏まえて

- ・どの地域も自らの地域に設置することを受容できない現実が存在
→ 現行制度の機能不全
- ・「科学的特性マップ」
「有望地」という表現が誤解を招くという理由で特性と表現
⇒ 制度の機能不全と、地域的受容性の欠如を反映

調査風景



不可逆的地層処分政策の挫折？

現状

- ・地層処分施設の設置が困難な現実を前提とすると
⇒ 保管方法をいかにするかが政策課題として浮上
- ・地上での使用済み核燃料の暫定保管を選択せざるをえなくなる可能性

現状の打開策の例

- ・第一報告に紹介されたフランスの事例

結論

1. 最終処分場へのNIMNYは原発立地地域の負担との間で衡平の問題が生じている。→受け入れ地域の意思が強く反映する現行法の立地選定手続の評価の問題
2. なし崩し的に最終処分法が潜脱され、暫定保管が長期化してしまう懸念が生じる。
3. 正面から法的な議論をして透明性を確保することも必要である。

（付記）

本研究は、科学研究費 基盤研究（B）「高レベル放射性廃棄物（HLW）処理・処分施設の社会的受容性に関する研究」

（代表：松岡俊二 2016-2018）に基づくものである。

（参考文献）

- ・今田高俊（2016）「高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する政策提言」学術の動向21（6）pp.10-21
- ・石橋忠雄・大塚直・下山俊二他（2000）「原子力行政の現状と課題ー東海村臨界事故1年を契機として（座談会）（特集 これからの原子力行政）」ジュリスト（1176）pp.2-27
- ・寿幸浩太（2016）「高レベル放射性廃棄物処分の「立地問題化」の問題点：最近の政府の政策見直しと今後のアカデミーの役割をめぐって」学術の動向21（6）、pp.40-49
- ・寿幸浩太（2017）「日本の高レベル放射性廃棄物処分政策が抱え込む根源的課題：政府による「科学的特性マップ」の提示を受けて」科学 87(11)、pp.1010-1018
- ・菅原慎悦・寿幸浩太（2010）「高レベル放射性廃棄物処分場立地プロセスをめぐる科学技術社会学的考察」年報 科学・社会・技術（19）、pp.25-31
- ・日本学術会議（2016）「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言-国民的合意形成に向けた暫定保管-」
- ・浜田泰弘（2014）「高レベル放射性廃棄物最終処分場選定をめぐる政策的課題：高知県東洋町の事例から考えるリスク・コミュニケーション」『現代社会研究』,12, pp. 145-154